

様式1（視察用）

会派行政視察報告書

平成30度の会派明誠クラブの行政視察研修を、平成30年7月24日(火)から7月26日(木)までの2泊3日にて執り行いましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成30年8月9日

名取市議会議長 丹野政喜様

会派名 明誠クラブ

代表 山口 實



記

1 期 日 平成30年7月24日(火)～7月26日(木)

2 参加人員 4名 山口 實

小野 泰弘

佐藤 正博

大久保主計

3 視察先 (1) 北海道 札幌市「札幌市公文書館」
(2) 北海道 伊達市「障がい者福祉施策」
(3) 北海道 函館市「公共事業の適正化」

4 行程表 別紙のとおり

5 調査事項 別紙のとおり

6 所感 別紙のとおり



平成30年度 明誠クラブ"視察研修行程表

日程	行程	視察先及び視察項目	宿泊
7/24 (火)	仙台空港(8:15 発) =>=>=> (9:25 着)新千歳空港(10:00 発) 札幌地下鉄南北線 (10:37 着)札幌駅(10:48 発) 徒歩 (10:52 着)中島公園駅 昼食・徒歩 13:00~14:30 札幌市公文書館視察 徒歩 中島公園駅 札幌地下鉄南北線 札幌市内宿泊 徒歩 札幌市内宿泊	北海道札幌市公文書館	ホテルルートイン 札幌駅前北口
7/25 (水)	札幌駅(8:39 発) == (10:20 着)伊達紋別駅 タクシー 10:30~12:00 伊達市議会視察 昼食 伊達紋別駅(13:57 発) スーパー北斗 12号 (16:05 着)函館駅 函館市内宿泊	北海道伊達市議会	東横INN函館駅前朝市
7/26 (木)	10:00~11:30 函館市議会視察 昼食・徒步 函館駅(13:52 発) スーパー北斗 13号 (14:10 着) 新函館北斗駅(14:44 発) はやぶさ30号 (17:29 着)仙台駅(17:42 発) 東北本線 == (17:56 着)名取市内	北海道函館市議会	函館市東雲町4番-13号 0138-21-3761 (直通) 1 公共事業の適正化へ向けた取り組みについて

調査項目

視察 及び 研修 の詳 細	視察先及び研修名	「視察Ⅰ」 ○北海道札幌市 「札幌市公文書館」について
	日 時 (1日目 視察Ⅰ)	平成30年7月24日(火) 午後1時～午後2時30分
	視 察 項 目 (研修の場合記入不要)	「公文書管理と公文書館」について
	具体的な調査事項 (研修の場合記入不要)	<ul style="list-style-type: none"> ○公文書館の沿革、関係法令の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・公文書館整備計画 ・公文書管理条例 ・公文書館条例 ○事業内容と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内容と職員体制、文書管理の取り組み ・利用状況と地域との連携、資料の活用 ・今後の課題 ○市史編纂への取り組み事例 名取市の市史編纂の参考事例としたい
	その他 (参考とした資料等)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市 人口 1,961,225 人(946,010 世帯) 面積 1,121km² ・札幌市総務局行政部公文書館 電話 011-521-0205 ・札幌市公文書館のHP http://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/index.html ・視察、見学の申し込み先 http://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/riyōannai.html

	<p>視察先及び研修名</p> <p>[視察2] ○北海道伊達市 障がい者福祉施策について</p>
日 時 (2日目 視察2)	平成30年7月 25 日(水) 午前10時～午前11時30分
視 察 項 目 (研修の場合記入不要)	○障がい者の地域生活への取り組み
具体的な調査事項 (研修の場合記入不要)	<p>○知的障がい者の地域生活支援 ・関係機関との連携 ・市民の理解</p> <p>○伊達市やさしい心がかかる手話言語条例 ・策定までの経過と、施策推進への取り組み</p>
その他 (参考とした資料等)	<p>○伊達市 人口 34,579 人(H30.3.31) うち知的障がい者数は 600 人を超える。 面積 444.3 m²</p>

視察先及び研修名	[視察3] ○函館市 公共事業の適正化に向けた取り組みについて
日 時 (3日目 視察3)	平成30年7月 26 日(木) 午前10時～午前11時30分
視 察 項 目 (研修の場合記入不要)	○公共事業の適正化へ向けた取り組み
具体的な調査事項 (研修の場合記入不要)	○函館市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱 ・公共工事における適正な労働条件、公正な賃金や工事の品質確保等に向けた要請文書の配布等の取り組み ○函館市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領 ・建退共済制度の普及と適正な履行への取り組み
その他 (参考とした資料等)	○函館市 人口 260174 人(H30.3.31) 面積 677.9km ² ○リンク 「適正な工事施工を!工事、委託の施工上の留意点」

札幌市公文書館

明誠クラブ 小野泰弘

要約 名取市史編纂の参考事例とするため、平成 25 年 7 月に開館した札幌市公文書館を視察した。市が作成・取得した膨大な数の公文書を、公文書館と文書作成課がそれぞれ選別した後、双方の協議を経て公文書館に移管し、少數の専門職員が整理・保存にあたっている。来館者は未だ少なく、公文書の閲覧等の利用者はほとんどが市職員である。

1 公文書館設置の経緯

札幌市公文書館の前身は、『さっぽろ文庫』(図 1) や『新札幌市史』(図 2) の編さんなど、札幌の歴史文化に関する調査研究を行うとともに、市民からの郷土史相談に応じていた文化資料室である。



図 1 公文書館所蔵のさっぽろ文庫。札幌の芸術、文化、社会、自然の諸相をとらえ、文化遺産として後世に残すため、昭和 52 年度から全 100 巻が刊行された。

文化資料室は、当初、教育委員会の下にあったが、廃校となった旧豊水小学校に移転後、総務局の施設となり、平成 25 年 7 月 1 日に公文書館として開館した (表 1)。



図 2 公文書館所蔵の新札幌市史。札幌の修史として『札幌市史』4 部作 (昭 28～33) に続く 5 番目のもの。創建 120 年 (昭 63) 記念事業として、昭和 56 年より『新札幌市史』の編纂作業を開始した。

会派視察報告書
視察日程：平成 30 年 7 月 24 日
13:00～15:00

「公文書」とは、市が作成・取得した文書である。札幌市公文書館は、業務で使用しなくなった公文書のうち、市政上重要なもの（特定重要公文書）を整理・保存し、閲覧などにより公開している。

表 1 公文書館の沿革[1]

昭和 51	教育委員会に文化資料室設置。
平成 12	第 4 次長期総合計画・第 1 次 5 年計画に「歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査」が盛り込まれる。
平成 15	「札幌市及び市民が所有する図書・資料等の収集と保管・公開を行う機能の整備に関する陳情」が市議会で採択される。
平成 16	「歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書」作成。歴史的公文書等収集保存事業開始。
平成 18	文化資料室を旧豊水小学校に移転
平成 19	文化資料室が教育委員会から総務局に移管。第 4 次長期総合計画・第 2 次新まちづくり計画に「札幌市公文書館整備基本構想」が盛り込まれる。
平成 20	「札幌市公文書館整備基本構想検討委員会」設置。
平成 21	「札幌市公文書館基本構想」策定。
平成 23	「札幌市公文書館整備計画」策定。
平成 24	「札幌市公文書管理条例」制定。旧豊水小学校耐震改修等工事を実施。「札幌市公文書館条例」制定。
平成 25	札幌市公文書館開館

平成 19 年度以降、国に対する情報公開請求において、文書不存在を理由とする不開示処分の多発、文書保存期間満了前の誤破棄、文書の未作成、文書の不適切管理等の、ずさんな公文書管理が問題となっていた。これを受け、平成 21 年 6 月 24 日に「公文書等の管理に関する法律」が国会で成立（平成 23 年 4 月 1 日施行）した。表 1 を見ると、この時期に札幌市で公文書館設置の動きが活発になっていたことがわかる。

2 公文書の移管

公文書移管指定の手続きは前年度から始まる。例えば、平成 28 年度の移管指定の手続きは平成 27 年度中に行われる。以下に、その日程及び各課作成の簿冊数を示す。

6 月 各課による満了又は延長の判断
満了：来年度以降、業務で使用しない。簿冊数 118,414
延長：本年度以降も業務で使用。
簿冊数 7,569

7 月 各課による移管指定簿冊の選別
満了簿冊のうち移管するもの 237

7 月 公文書館による移管指定簿冊の選別
～10 月 満了簿冊のうち移管するもの 551

11 公文書館と各課の協議開始
～12月

表 2 協議結果

	公文書館	各課
移管	243 (ア)	6(イ)
	196 (共通分) (ウ)	
延長	97	10
廃棄	15	25
計	551	237

1～2月 審議会での意見聴取

3月 移管決定 (HP で市民に公開)

受入総計 (ア)+(イ)+(ウ)+※=450

※意見聴取追加分 5

平成 28 年度に受け入れた特定重要公文書の内訳は札幌市公文書館年報第 4 号[1]に示されている。

3 公文書の保管状況

平成 28 年度に受け入れた 450 簿冊の保存期間は表 3 のとおりである[1]。

表 3 平成 28 年度受け入れ分の保存期間

保存期間	冊数
30 年	273
11～29 年	9
10 年	102
10 年未満	66
計	450

整理・分類には、図 3 のような箱が使われており、内容を示すラベルを貼



図 3 整理・分類用の箱



図 4 特定重要公文書の保管状況



図 5 資料検索システム

って図 4 のように保管されている。特定重要公文書以外にも図書、写真、地図、絵はがき、新聞スクラップ、私文書等 153,909 点が保管されている [1]。それら所蔵資料の検索には、図 5 のような検索システムが使用されている。

4 公文書館の利用状況

公文書館開館が年度途中の 7 月だったためか、平成 25 年は来館者、閲覧室利用者ともに最も少ない（表 4）。その後も来館者数、閲覧室利用者数が大幅に増えることはなかった。

表 4 平成 28 年度の公文書館利用者数[1]

年度	H25	H26	H27	H28
来館者(人)	1,546	2,169	1,898	1,946
閲覧室利用	553	779	801	683

来館者数からみると、平成 28 年度の特定重要公文書の閲覧・複写数は少ない（表 5）。ほとんどが職員による申請である。それに比べると、一般資料

表 5 平成 28 年度の資料申請・閲覧・複写サービス状況[1]

	申請(件)	閲覧(点)	複写(点)
特定重要公文書	84	270	86

一般資料	642	5,562	3,517
計	726	5,832	3,603

の閲覧・複写数は多く、来館者数を大きく上回る。歴史への関心から古地図や古写真の閲覧・複写が主になっている。

5 今後の課題

文書の管理は、非常勤職員（6 人）と臨時職員（1 人）で担当している。任用更新は 1 年ごと 2 回までとされており、最長で 3 年しか勤務できないため、技術の蓄積が進まず、管理水準を維持できなくなる恐れがある。



6 考察

名取市史が刊行されてから 40 年以上が経過している。昭和 43 年の市制施行 10 周年記念事業として計画され、10 年の歳月をかけて昭和 52 年に完成したものである。本年は市制施行 60 周年にあたり、市長は「新名取市史」

会派視察報告書
視察日程：平成 30 年 7 月 24 日
13:00～15:00

編纂の初年度と位置づけて取り組んでいきたいと議会で答弁している。

心配になるのは、名取市史刊行後 40 年以上にわたって作成された公文書の保管状況である。本市では、業務で使用しなくなつた公文書を庁舎内の一室に保管しているが、選別・整理はもとより、公文書の紙質劣化に対する対策が全くなされていないものと思

われる。

新名取市史を刊行するため、市政 60 周年の本年から公文書の選別・整理を始め、適切な環境の下で保存し、早期に編纂に着手すべきである。

参考文献

- [1]札幌市公文書館年報 第 4 号(平成 28)
年報編・研究論

障がい者の地域生活への取り組み

(北海道伊達市)

明誠クラブ 大久保主計

要約 伊達市は、北海道の中央南西部に位置し、人口 34,497 人、面積は 444.2 平方キロメートル。この伊達市に、人口の 1.6% の約 600 人の知的障がい者がおり、うち 400 人が市内のグループホームで暮らしている。本市においては、療育手帳交付者数が 478 人、人口の 0.6% であり、グループホームで暮らす方は 10 人以下である。本市における地域生活支援事業、特に支援学校卒業後の就労と、地域での暮らしの場の確保が、多くの関係者から求められている。

また、伊達市では新たな福祉施策として、手話言語条例の策定を実施し、その概要説明を受けた。本市においては、平成 26 年 9 月議会において意見書が可決されたが、その後の動きは全くない。

このような本市の現状を鑑み、障がい者の地域生活、福祉施策について、先駆的な事業を長年実践してきた伊達市を視察した。

1 伊達市の福祉概要

(1)社会福祉課の組織

- ①社会係…アイヌ対策(有珠町)、保護司、民生児童委員、福祉団体の指導等
- ②障がい者福祉係
- ③生活保護(生活支援室)

(2)障がい者福祉について

①障がい者の状況

身体障害者手帳 2,281 人、療育手帳 543 人、精神障害者保健福祉手帳 195 人。特徴的なのは、知的障がい者で市



内に約 600 人がおり、内 400 人が 70 か所のグループホームで暮らしている。

昭和 43 年に、知的障がい児・者の入所型総合モデル施設(コロニー)、定員

400 人の「太陽の園」が伊達市にできたのが、知的障がい者福祉の起点。昭和 53 年ごろから、入所者が町で暮らしたいという要望を受け、グループホームの前身となる形で地域での暮らしが始まる。当時は、住民の理解と、日中の雇用を得ることに職員は尽力した。平成元年にグループホームが確立したが、そのころ市内にはすでに 20～30 のグループホームができていた。

② 障がい者福祉サービス

平成 29 年度実績は 1,370,241 千円で、その内共同生活援助（グループホーム）は 360,000 千円で、全体の 26% と大きい比率を占めているのが特徴的である。

③ 地域生活支援事業

600 名の地域での暮らしを支える「伊達市障がい者総合相談支援センター相談室あい」を設置しており、太陽の園と同じ「北海道社会福祉事業団」に委託している。年間で延べ 6,574 件の相談があり、知的障がい者が 3,359 件と半数以上を占める。

伊達市では昭和 53 年から地域移行を進めてきたので、半数が 50 歳以上となり、相談内容は、親亡き後、自身の高齢化など複雑化している。また、グループホームは既存の住宅、アパートを利用してるので、施設のバリアフリー対応も課題のひとつ。そのために、今年の秋に、高齢化に対応した施設（重度化ではない）を 3 棟ほど整備を行い、更なる充実

を図る予定。

2 手話言語条例

担当者は手話であいさつをしてくれた。伊達市では、平成 28 年 12 月 15 日に「伊達市やさしい心がかかる手話言語条例」を可決し、翌平成 29 年 4 月 1 日から施行した。伊達市では、聴覚障がい者が、地域で安心して暮らせるように、平成 8 年度から手話通訳 1 人と、有償ボランティアを 5 人を配置している。

コミュニケーション支援事業として、平成 29 年度実績では合わせて約 280 回の実績がある。主な内容は、病院に行くとき、困りごと相談、講演会の通訳等である。

条例の策定には、当事者の意見を入れるため 4 回の意見交換会を開催した。条例は、当事者の皆さんの中見を尊重して名前を付けた。また、長い前文も同様で、聴覚言語ではなく、視覚言語としての手話言語と、独話、口話法を強要されてきた聴覚障がい者が置かれてきた歴史的な背景などの意見を盛り込んで作られた。

条例施行後は、手話の出前講座、市役所の窓口職員対象の手話講座、消防職員への講習会、LINE のビデオ通話を使って通訳ができるように取り組んでいく。また、市内に通訳者を確保するため、市民向けの手話通訳者の養成講座を 8 月に予定している。

3 伊達市への質問

Q 太陽の園からの地域移行の過程において、地域の人への理解と交流は、どのように行われたのか。また、伊達市の独自の支援はあるのか。

A 昭和 53 年ごろから地域移行が始まり、初めは反対等があったが、職員が責任をもって、職員の住む近所から始めた。

また、地域の自治会、コミュニティの行事への積極的な参加をして徐々に理解を広めた。日中の就労先もなかったが、今では「西胆振(にしいぶり)心身障がい者職親会」があり、約 70 法人が参加し、35 法人が 100 名の雇用をしている。地域への理解にはとても時間がかかったと聞いている。

太陽の園は、定員を 400 人から 200 人程度に規模を縮小し、その分は地域移行になるが、施設は必要だと考えている。

地域移行への自治体独自の特別な支援はない。国の決められた制度の中で実施しているが、様々な国の制度の活用、新たなメニューへのアプローチなど、補助金獲得等の積極的な支援を行っている。

Q 手話の市民への広がりと、通訳の実績が素晴らしい。手話通訳は無料なのか。予約の仕方は。

A 個人的な遊び等は例外として、通院等への通訳は無料である。事前に相

談し予約することになる。通訳者が不足するときは、周辺の地域から応援をいただくこともある。

*施設の視察時間となり、質問はこの程度にして現地へ向かう。

4 グループホーム視察

東日本では、重度重複障がい者のグループホームは、仙台にある「ひこうき雲」仙台つどいの家理事長下郡山さんの施設だけだった。13 年前に北海道伊達市に作った。

(1) わたぼうし

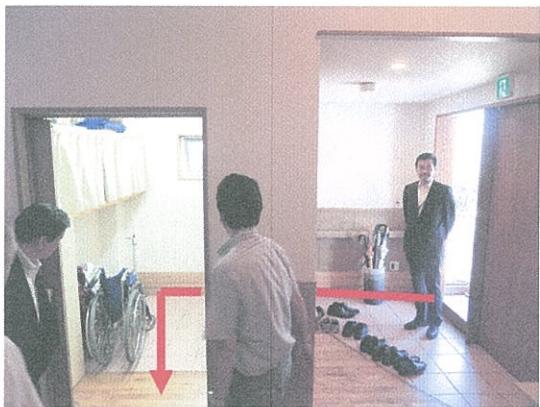
その重度障がいを持つ方が高齢になり、その方々、重度重複の障害をもつ高齢者向けのグループホームが「わたぼうし」である。建設費は 8,500 万円。7 人定員だから、一人当たり 1,000 万円となるが、普通はあり得ない。24 時間対応型で、お昼に通所先から帰ってくる方にも対応。費用は食事等を含め月 7 万 8 千円（暖房費で 8 万円）。



重度＆高齢者向けの工夫を随所にしている。玄関の工夫～TOTO（メーカー）の「たためるベンチ」これを使って他の製品を開発して、現在は全国に普及している。



車いす用の玄関もある。（車いすも外用、中用があるので使い分ける玄関である。）黒いスイッチ、コンセントは、非常時の最低限の電気でわかるように色分けをしている。



床暖房で、エアコンもあるが、北海道の長年の生活習慣があり、ペレットストーブを置いて火が見えるようにしている。居間のインターホンで各部屋と話せる。各部屋にトイレがあるが、間に合わないこともあります、共同も設置。

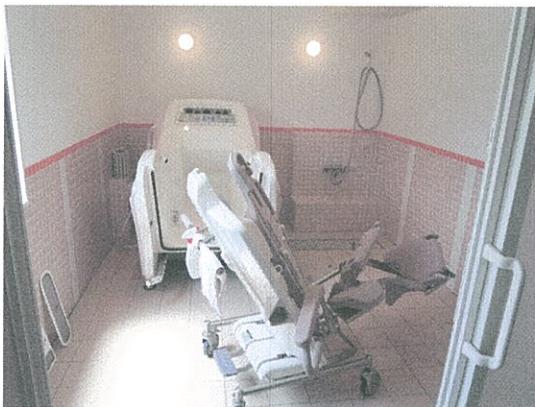


また、トイレの隣にすぐにシャワーと工夫したおむつ交換ベットを設置して、お漏らししても、このトイレの部屋で対応でき、自己完結している。お風呂は介助者の腰痛防止のための最新式を導入。



グループホームの考え方として、赤の他人が共同生活するので、足ふきマ

ットも個人用としている（家族ではない）。家族のようにとは言うが、グループホームは家族ではないので、痛みを伴いながら共同生活をしている場所という認識が基本である。そういう意味で、特に水回りには留意している。



10畳の洗濯乾燥室を設置。自室では、頭の上から洗濯物となるため、乾燥機も最新式を導入、ドラム式はちじむのでダメ。



自分がやらなければならぬことがあることが大切なので、家庭菜園（屋内）に設置している。

高齢者の最期にも配慮。看取るよりも、見送りが大事とも。道内の各地から昭和 43 年に太陽の園に来ている方

が多いので、看取りをする親族が泊まるゲストルームがある。



階段には、エレベーターが使えない時の滑り台を工夫して置いている。

とにかく一人ひとりを大事にしており、それぞれの還暦祝いを、ホテルや料亭で行う。個人的な関係者をこちらの費用で招待する。法人利用者が、一堂に会してやるわけではない。



（2）麦わらぼうし

重度重複心身障がい者のためのグループホーム。ショートステが 1 床あり、医療ケアが必要なショートステイが可能。定員 5 人（うち 1 床は医的ケアの必要な方用）で、正看護師 1 人

を確保している。建設費は 7 千 5 百万円で、うち国の補助は 1 千 5 百万円。



お風呂は利用者全員が全介助である。お風呂も一人ひとりに入る。重度重複の方は荷物が多いので収納を多くしている。ベットもあるが、転倒する方はマットを使用。部屋は独立した 1LDK。



現在強度行動障害の方がいるので市施設改良で対応している。ドアのカギはリモコン（鍵だと気になる自閉の方がいる）。経営的には、1 力所の施設より分散したグループホームはお金がかかるが、法人は赤字ではない。国の配置基準よりかなり多くの職員を配置している。その分給与は安い。



5 対応していただいた職員

○歓迎のあいさつ

伊達市議会議長 寺島 徹氏

○進行 伊達市議会事務局

事務局長 坂元 正光氏

○福祉概要説明

社会福祉課長 浅見 圭一氏

○手話言語条例説明

障がい者福祉係長 石上武史氏

○グループホーム説明

社会福祉法人伊達コスモス 21

常務理事・統括事業管理者

大垣 勲男氏



6 考察

道立の心身障害児者の総合施設「太陽の園」が起点となったが、障がい児者が、地域で暮らし始めたこと、地域移行が昭和 53（1988）年から始まっていることに驚いた。知的障害者福祉法に基づく知的障害者地域生活援助事業（当時）としてグループホームが制度化されたのが、平成元（1989）年 5 月、宮城県の浅野知事が施設解体宣言を行ったのが平成 16（2004）年 2 月であることから、大部先駆的な取り組みと言える。コロニーという隔離する障害者施策が一般的な時代の中で、この発想とそれを具現化する行動力は素晴らしい。昭和 56（1981）年の国際障害者年のノーマライゼーション

の理念が広がり、地域福祉・在宅福祉の考え方が出てきて間もなくである。しかも、コロニーの利用者は重度の障害の方が多く、地域移行には職員の大変な苦労と尽力があったことは、浅見課長の話からも伺えた。

伊達市の障がい者福祉施策、特にグループホームの取り組みは全国的にも知られているが、これまでの経過をお聞きすると、太陽の園の職員によるところが大きいのではないか。今回は、伊達コスモス 21 理事の大垣氏のカリスマ的な指導力が印象的だったが、他にも多くの職員 O B が、伊達市内でパワフルに活動しているようだ。どんなに障害が重くても、重複しても、地域の中で、一人ひとりが、自分らしく個性豊かに暮らしている姿が見られた。

市内のグループホームの数にも驚かされた。本市では、名取市手をつなぐ育成会など多くの関係者から、地域で暮らすためのグループホームの必要性を強く要望されているが、具現化は 1 事業所だけで、今後の見通しはない。伊達市では、地域の福祉法人が主体的に取り組んできたが、自治体も補助金確保など水面下で支援、連携している。本市の対応とは雲泥の差である。議会は執行部の取り組みの本気度を確認しながら、関係者の声を生かして、より具体的な取り組みと行動が必要だと再確認した。

公共事業の適正化に向けた取り組み

(北海道函館市)

明誠クラブ 山口 實

要約 公共事業に係わる諸問題が、大きな社会問題となっている。改善を図る上から各自治体では、創意工夫を実施するが妙案でのない状況にある。いずれの自治体も財政の厳しい中、税金の公正な運用が求められており、入札制度のあり方、入札後の元請け・下請けの適正化が問われている。

函館市は、全国でも公共工事の適正な労働条件、公正な賃金や工事の品質確保等に向け、受注者に対し要請文書を配布するなど、先進的な取り組みを行っており、具体的な取り組みを調査し本市の課題に参考としたい。

1 はこだてしの地勢

北海道の南西部渡島半島の南端に位置し、横浜・長崎とともに国際貿易港として開かれ、国際感覚が息づく長い歴史と文化を有するまちである。

「海」を生かしたまちづくりを基本理念とし、「国際水産・海洋都市」の形式を図るとともに、観光資源を生かし「国際観光都市」を目指している。

北海道新幹線が平成28年3月に開業となったことから総合交通体系の整備拡充を行い、観光客の誘客を更に図り、新たなまちづくりに努めたいとの熱く語られたあいさつが印象的であった。

2 発注工事に係る元請け、下請け適正化指導要綱

(1) 労務単価の積算

公共事業の積算は国土交通・農林水産両省協定に基づく労務単価により積算、適正な賃金を支払われるよう配意。



公共工事設計労務単価

職 種	金 額
特殊作業員	19,800 円
普通作業員	16,300 円
軽作業員	13,500 円
とび工	21,700 円
鉄筋工	22,200 円
大 工	23,000 円
左 官	23,000 円
型枠工	21,400 円
運転手(特殊)	19,500 円
運転手(一般)	16,600 円
交通誘導警備員A	12,700 円
交通誘導警備員B	10,800 円

(2) 下請け契約の締結

①工事の一部を下請負に付する場合
適正な工期・工程を含む契約

(建設業法第 19 条)

下請け代金の設定…経費内訳による見
積書に基づき双方の協議

②一括下請負の場合

請負契約書第 6 条により禁止
(重層下請負も同じ)

③下請負人の通知

元請けの責任で、施行体制台帳を添付
し下請負人選定通知書を提出

(3) 適正な下請け代金の支払い

下請け業者や労働者に不利とならない

よう現金で行う。

手形使用の場合は、90 日以内の短い
サイトでの支払い。

(4) 労働条件通知書の完全発行

使用者が労働契約を締結する場合、
賃金・労働時間・休日などの労働条件を
明確に記載した書面を作成し労働者に
交付を行う。

(下請負がある場合も、雇用通知書の
完全発行を徹底。)

(5) 労働時間の厳守及び有給休暇の付 与

①週 40 時間の法定労働時間の厳守
②雇い入れから起算し 6 か月間継続勤
務し、全労働日数の 8 割以上出勤した
労働者…10 日間の年次休暇を付与

(6) 産業廃棄物の適正処理

資材の再資源化等に関する法律により、
資源の有効利用と廃棄物の適正処理を
図る。

(7) 地元業者の活用、地元資材の優先 使用

地元業者の育成活用、地元商店から
の資材購入を優先化したまちの活性化
を図る。

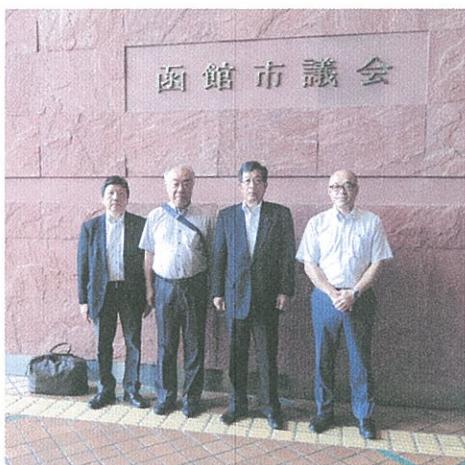
3 建設業退職金共済制度の取り組み

(1) 労働者の福祉向上

- ①社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)及び労働者災害補償保険の加入、適正な掛け金の納付に努める。
- ②下請負に付する場合も、各種保険への加入状況を確認・徹底を図る。
- ③契約違反があった場合、指名停止の対象となる。

(2)建設業退職金共済制度の加入

- ①加入事業主は、「共済手帳受払簿」及び「共済証紙受払簿」を作成し、自社労働者の証紙貼付はもとより、下請負業者に対する証紙の交付と添付の確認・徹底。
- ②退職金制度関係事務受託処理要領に基づき「建退共証紙貼付実績書」を工事完了後提出の義務化。
- ③建退共制度の対象とならない事業主…中小企業退職金共済制度等に加入され、退職金制度の恩恵を受けられるよう徹底。



4 考察

公金活用による公共事業は、公正に運

用されなければならないことは当たり前である。不正入札をはじめ、受注後の様々な問題がマスメディアに取り上げられ、その杜撰さが露呈されるたびに他人事で片付けられる問題ではない。

市発注の公共事業は、地元業者・地元資材を積極的に活用する基本的な考えは各自治体に定着したようで、地元業者の育成や商店の活性化の上から大変好ましいことと考える。

適性な工事の施工に至るには、適正な労働条件・公正な賃金や工事の品質確保等が絶対条件となり、函館市では発注工事に係る元請け・下請け適正化指導要綱を策定し、公共工事の施工にあたられ実績を収めていることは参考にしたい。

また、建設労働者の福祉増進を図るために「函館市発注工事に係る元請け事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領」を定め、建退協制度の普及と履行に努められていることは、労働者の権利確保の上から重要である。

馴れ合いやマンネリ化、緊張感のゆるみから発生する諸問題が多く、視察地函館市のように文書の配布にとどまらず、追跡調査や工事着手時及び工事完了時に関係書類の提出を義務付けるなど、チェック体制の充実を図り業者間との信頼関係が上手に機能しているところは学ぶべきと考える。